○国土交通省告示第二百四十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十七年二月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年二月十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5311号	航海用レーダー	ＪＭＲ－7225－6　X	日本無線株式会社	東京都三鷹市下連雀五丁目1番1号
第5312号	〃	ＪＭＲ－7225－9　X	〃	〃
第5313号	〃	ＪＭＲ－7230－S	〃	〃
第5314号	〃	ＪＭＲ－9225－6　X	〃	〃
第5315号	〃	ＪＭＲ－9225－9　X	〃	〃
第5316号	〃	ＪＭＲ－9230－S	〃	〃
第5317号	自動物標追跡装置	ＪＡＳ－7200	〃	〃
第5318号	自動衝突予防援助装置	ＪＡＳ－9200	〃	〃

○防衛省告示第二十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が平成二十七年二月十七日次のとおり決定された。

平成二十七年二月十九日

防衛大臣　中谷　元

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇〇一	北部訓練場	沖縄県国頭郡東村　国有		工作物：鋪床等　ヘリコプター着陸帯として追加提供する。

○関東地方整備局告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十九日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第二十一号吉井都市計画道路事業三・三・二号吉井北通り線及び三・四・六号川内池線

三　事業施行期間　自平成十五年二月六日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十五年関東地方整備局告示第二十一号及び平成二十一年関東地方整備局告示第百九十二号の事業地のうち池字宮田及び字石田地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十九日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第三百三号伊勢崎都市計画道路事業七・七・二十六号高架東一号線

三　事業施行期間　自平成十四年八月二十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十九日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第三百四号伊勢崎都市計画道路事業七・七・二十七号高架東二号線

三　事業施行期間　自平成十四年八月二十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十九日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　群馬県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年関東地方整備局告示第三百五号伊勢崎都市計画道路事業七・七・二十八号高架東三号線

三　事業施行期間　自平成十四年八月二十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月十九日

関東地方整備局長　越智　繁雄